藤沢市いじめ防止対策基本方針の改定について 藤沢市いじめ防止対策基本方針について次のとおり改定する。

2021年(令和3年)8月20日提出

藤沢市教育委員会 教育長 岩 本 將 宏

改定する方針

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び神奈川県の「神奈川県いじめ防止基本方針」が改定されたこと、令和2年11月に藤沢市教育委員会にスクールロイヤーが配置され、法律の専門家がいじめ問題に対して早期に関与できる体制が充実したことから、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、藤沢市いじめ防止対策基本方針を改定する必要による。

参考

いじめ防止対策推進法 抜粋 (地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、 当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推 進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定める よう努めるものとする。